

令和5年3月31日（令和4(2022)年度第42号）



全国保育士会委員ニュース

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

<ニュースの内容>

- 「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」(こども政策担当大臣)が公表
—1歳児・4・5歳児の配置基準の改善が明記される—
- 『「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会 報告～基本的な指針（仮称）の策定に向けた論点整理～」が公表される（内閣官房 こども家庭庁設立準備室）
- 「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会とりまとめ」が公表される（厚生労働省）

- 「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」(こども政策担当大臣)が公表
—1歳児・4・5歳児の配置基準の改善が明記—

令和5年3月31日、標題の試案が公表されました。本年1月の岸田総理の「異次元の少子化対策」の発言を受け、こども・子育て政策の強化に向けて、集中的に検討するため、こども政策担当大臣のもと、関係府省により構成される「こども政策の強化に関する関係府省会議」が設置されるとともに、岸田総理主催の「こども政策対話」等が開催され、本試案が策定されました。

本試案では、我が国のこども・子育て政策を抜本的に強化し、少子化の傾向を反転させるため、今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策と、めざす将来像を取りまとめ、今後、本年6月の「骨太の方針2023」に向け、岸田総理の下でさらに検討を深めていくとしています。

本試案のなかでは、基本理念として「1. 若い世代の所得を増やす」、「2. 社会全体の構造・意識を変える」、「3. 全ての子育て世帯を切れ目なく支援する」を掲げ、今後3年

間を集中取組期間として、「こども・子育て支援加速化プラン」に取り組むとしています。このプランのなかで、優先的に取り組む内容として「待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、子育て支援については、量の拡大から質の向上への政策の重点を移す」ことが挙げられています。

そのうえで、保育に関連する政策として1歳児及び4・5歳児の職員配置基準の改善（1歳児：6対1⇒5対1、4・5歳児：30対1⇒25対1）、保育士等の更なる処遇改善の検討、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充として「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設の検討が明記されています。

今後、本試案をベースに、国民的議論を進めていくため、4月以降、内閣総理大臣の下に新たな会議を設置し、さらに検討を深めるとともに、こども家庭庁にてこども政策を体系的にとりまとめつつ、6月の「骨太の方針 2023」までに将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示するとしています。

(全国保育士会事務局抜粋)

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充

(2) 幼児教育・保育の質の向上～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
- このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公的価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理（令和3年12月）を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。
- 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された 1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた 保育士等の更なる処遇改善を検討する。

(3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設～

- 0・2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て世帯の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があることから、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭への支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付の創設を検討する。当面は、未就園児のモデル事業の拡充を行いつつ、基盤整備を進める。あわせて病児保育の充実を図る。

試案等の詳細は下記ホームページをご確認ください。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_kyouka/index.html

■『「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会 報告～基本的な指針(仮称)の策定に向けた論点整理～』が公表される

令和5年4月1日に創設されるこども家庭庁においては、今後閣議決定される予定となっている「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)」(以下、基本的な指針)に基づき政府内の取り組みを主導することとされています。

このことを踏まえ、秋田喜代美氏(学習院大学 教授)を座長とする『「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会』(内閣官房 こども家庭庁設立準備室)では、基本的な指針の策定に向けた方向性に関する議論を行い、この度、報告書が公表されました。

報告書においては、基本的な指針を策定することの目的を、以下のとおりとしています。

～報告書より抜粋～

こども基本法の目的・理念に則り、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こどもの誕生前から幼児期までを切れ目なく、こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会(環境)を構築するためにすべての人で共有したい基本的な考え方と、その取組の指針を示すことで、こども基本法の目指す、次代の社会を担うすべてのこどもが、その権利が守られ、将来にわたって幸福(Well-being)な生活を送ることができる社会の実現を目的とする。

また、上記の目的の実現にあたっては、すべての人による、具体的な取組、具体的な行動の変容が重要であるとしています。その具体的事項の方向性の整理に伴い、目指すべき姿の「理念」を以下のとおり示しています。

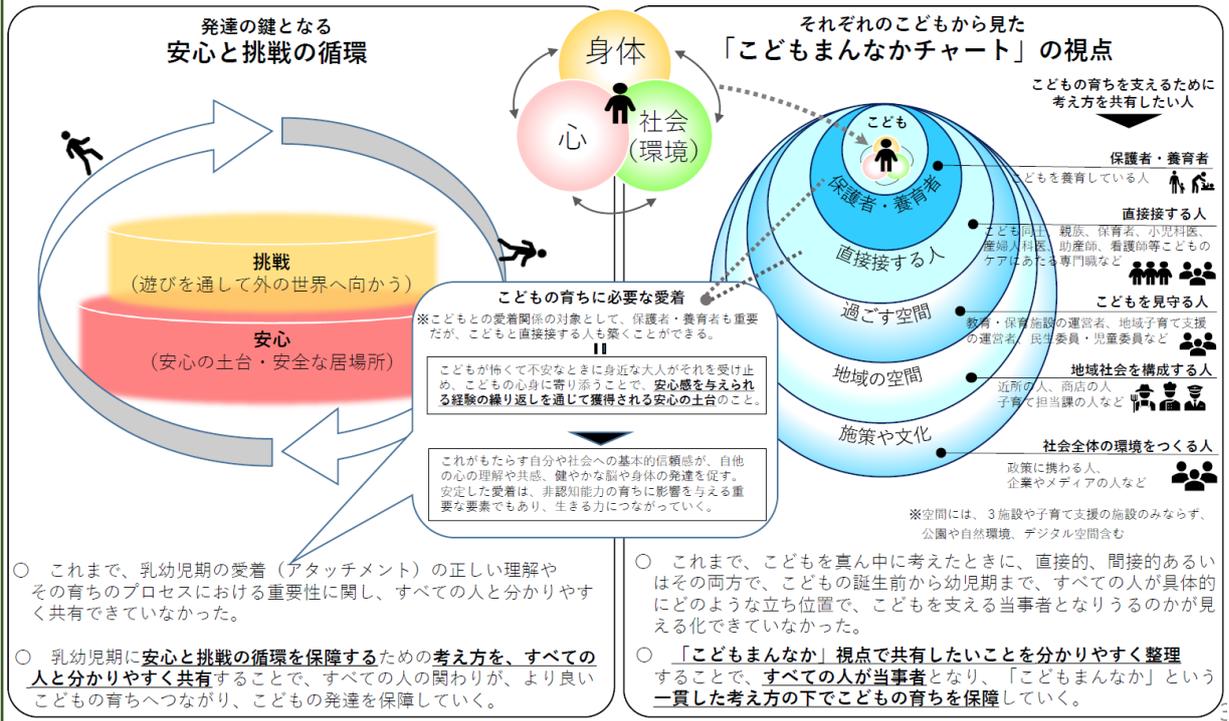
～報告書より抜粋～

- すべてのこどもが一人一人個人として、その多様性が尊重され、差別されず、権利が保障されている
- すべてのこどもが安心・安全に生きることができ、育ちの質が保障されている
- こどもの声(思いや願い)が聴かれ、受け止められ、主体性が大事にされている
- 子育てをする人がこどもの成長の喜びを実感でき、それを支える社会もこどもの誕生、成長と一緒に喜び合える

さらに、具体的な取組、具体的な行動の変容に向けて共有すべき事項の整理の方向性として、①「身体」「心」「社会(環境)」のすべての面での育ちを一体として保障、②発達の鍵となる安心と挑戦の循環、③それぞれのこどもから見た「こどもまんなかチャート」の視点の、3つの柱で整理が行われています(以下、イメージ図参照)。

こどもの誕生前から幼児期までの「こどもの育ちの基本的な考え方」

こどもの育ちに係る他の指針等とあいまって、すべてのこどもに、身体、心、社会(環境)のすべての面での育ちを一体として保障するために育ちの時期を問わずすべての人と共有したい基本的な考え方



上記の基本的な考え方の共有にあたっては、子どもにとってどのような時期に何が大切なのかを考えやすくする観点から、①妊娠期、②乳児期、③概ね1～3歳、④概ね3歳～幼児期の終わりの、4つの段階を示すとともに、さらなる整理等が必要であるとしています。

「誰に何を共有したいか」の整理の方向性について

【指針の具体的事項の整理方針】

こどもにとってどんな時期に何が大切なのかを考えやすくする観点から、

- ① 妊娠期
- ② 乳児期
- ③ 概ね1歳～3歳
- ④ 概ね3歳～幼児期の終わり

ごとにわけて整理し、このような整理の中で生まれる前から幼児期の終わりまでの過程を通じて切れ目なくこどもの育ちを保障するための具体的な考え方を学童期、思春期、青年期、こどもと日常的には関わる機会がない人含む社会全体すべての人で共有。あわせてこれらが小学生以降の育ちにどのようにつながっていくのかの考え方も共有。



このような整理の中で、

- 身体・心・社会(環境)の視点を共有
- 安心と挑戦の循環(愛着)による育ちのプロセスを共有
- 「こどもまんなかチャート」を参考に(保護者・養育者/直接接する人/子どもを見守る人/地域社会を構成する人/社会全体の環境をつくる人など)誰に何を共有したいかを整理した、具体的事項を示す。

指針の考え方の実現に向けた政策課題への対応

⇒こども大綱等と十分に連携を図りつつ、「基本的な指針の考え方の実現に向けた政策課題として懇談会の議論の中で出された主な意見」も参考に更なる検討を進める。

報告書の詳細は、以下をご参照ください。

- 内閣官房トップ 》 各種本部・会議等の活動情報 》 「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_sodachi_yushiki/index.html

■ 「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会とりまとめ」が公表される(厚生労働省)

改正児童福祉法（令和 6 年 4 月 1 日施行）においては、子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格を導入するとされています。

このことを踏まえ、山縣文治氏（関西大学 教授）を座長とする「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会」（厚生労働省）では、子ども家庭福祉分野のソーシャルワーカーに求められる専門性や研修カリキュラム等を検討を行い、この度、検討のとりまとめが公表されました。

認定資格の取得にあたっては、これまで以下の 3 ルートが示されていました（認定資格については、社会保障審議会 児童部会社会的養育専門委員会）。

- ① 相談援助の実務経験を 2 年以上有する、既存の社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者が資格を取得する場合のルート（相談援助有資格者ルート）
- ② こども 家庭福祉 に関する 相談援助の実務経験が 4 年以上ある者 が資格を取得する場合のルート（相談援助実務経験者ルート）
- ③ 実務経験を 4 年以上有する 保育士 が資格を取得する場合のルート（保育所等保育士ルート）

上記のうち、③の「保育所等保育士ルート」について、以下を 4 年以上の実務経験の範囲として認めるべきであるとしています。

- ・ 保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る「要支援児童等 対応推進事業」における地域連携推進員であって、相談援助業務を含む業務に 4 年以上従事した者
- ・ 保育所長（施設長、園長等）、主任保育士又は副主任保育士 等（副主任保育士、専門リーダー、中核リーダー等）であって、こども 又はその家庭に対する、相談援助業務を含む業務に 4 年以上従事した者

また、認定資格取得者に求められる専門性として、以下の柱が挙げられています（専門性の詳細については、とりまとめを参照）。

1. こども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること
2. こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること
3. こどもや家庭への支援の方法を理解・実践できること

さらに、資格取得者の配置促進に関して、この点に関し、資格取得者が研修や試験を受けやすい仕組みの整備や財政的インセンティブの検討の必要性が示されています。

今後は、令和5年度中に関係省令等の整備や認定機構の発足が進められ、令和6年4月1日の改正児童福祉法施行に合わせて、本認定資格に係る研修も開始される予定です。

とりまとめの詳細は、以下をご参照ください。

- 厚生労働省ホーム » 政策について » 審議会・研究会等 » 子ども家庭局が実施する検討会等 » 子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kodomo_554389_00026.html